

法務史料
展示室だより

第59号(令和6年3月)

法史見聞帖



CASE 10

伊藤博文暗殺事件

明治42年(1909)10月26日、4度目の枢密院議長となっていた伊藤博文が、ハルビン駅構内において殺害されました。伊藤は満州漫遊と称して大連に渡り、長春からはロシアが用意した東清鉄道の貴賓車に乗車して到着したばかりでした。車内では露国蔵相ココツェフに出迎えられ、それから下車して整列したロシア儀仗兵を閲兵し終えたとき、隊列端の後方から銃撃を受け、ほどなくして絶命します(享年68歳)。なお、川上俊彦ハルビン駐在総領事ほか2名も負傷しています。

犯人は韓国の民族運動家安重根(30歳)で、このほか3名の共犯者が最終的に起訴されています。殺害の動機は、ナショナリズムに基づくものであるとするのが有力な見解です(市川

正明『安重根と日韓関係史』)。日露講和後に締結された第2次日韓協約により、韓国には統監府が置かれ、伊藤は初代統監となりました。日本が韓国を保護国化したことに対して、韓国皇帝が万国平和会議に密使を送る事件が発生すると(ハーグ密使事件)、第3次日韓協約が結ばれ、日本は内政権を掌握して韓国の軍隊は解散されます。この頃から、韓国では反日武装闘争である義兵運動が活発化していきました。法廷においても、安は自ら義兵の参謀中將として決行したと述べています。

裁判は旅順にある関東都督府地方法院で行われ、適用されたのは新しくできた日本刑法(現行刑法)でした。本件は殺人罪(199条、共犯者は殺人幫助)に該当しますが、安が政治犯で

あるかどうかというのは、特に死刑との関係で重要な論点となっています。全くの政治的理由による場合、無期懲役が選択されるのではないかというのは、政府の懸念するところでした。このため、地方法院で無期懲役の判断がなされた場合は、検察官が控訴して高等法院で死刑を言い渡すとの密談が、外務省と高等法院長との間でなされています(『日本外交文書』)。

現在の裁判所法に相当する当時の裁判所構成法では、地方裁判所は第一審の合議裁判所であり、事件は3人の判事で取り扱うものとされています。しかし外地の関東都督府地方法院は単独審とされ(関東州裁判令9条)、安は上訴しませんでしたので、結果的に1人の裁判官により死刑の判断がなされました。

【日韓関係年表】

明治9年	日朝修好条規(江華条約)
明治15年	壬午軍乱(壬午事変)
明治17年	甲申事変
明治18年	天津条約
明治27年	甲午農民戦争 日清戦争
明治28年	下関条約 三国干涉 閔妃殺害事件
明治37年	日露戦争 日韓議定書 第1次日韓協約
明治38年	ポーツマス条約 第2次日韓協約(韓国保護条約)
明治40年	ハーグ密使事件 第3次日韓協約
明治42年	伊藤博文暗殺事件
明治43年	韓国併合



伊藤博文公墓所
国葬の後、別邸のあった西大井に葬られた

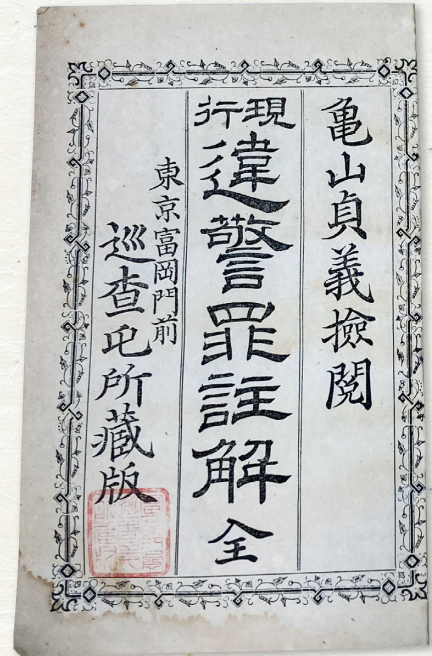


『現行違警罪註解 全』

亀山貞義検閲、東京富岡門前巡査屯所蔵版
(須原鐵二、明治15年3月)

違警罪は、今日の軽犯罪法につながる軽微犯罪の類型です。明治15年(1882)施行の旧刑法の末尾に全71項目の禁止事項が置かれ、更に府県が定める罪目も処罰対象とすることが明示されましたので、その運用には微細な要件に通じている必要があったと思われます。この違警罪について逐条註解を施したのが本書で、冒頭に掲げられた富岡門前巡査屯所長坂口繁輔の緒言から、実務上最も多用する違警罪について「所員某」が編纂し、これを公刊するに至ったことがわかります。

巡査屯所は明治14年、初めて「警察署」が置かれたとき、同名の署に併置されて警邏、捜査等の実務を担当した官衙です。屯所と署の間には後に権限上の対立が生じ、明治18年、屯所は廃され警察署に一本化されました。明治16年には「富岡門前警察署編纂」として『刑法令訓集』『治罪法令訓集』が発兌されましたが、署と屯所が同時期に法律書を編んだ例は他に見当たりません。富岡門前警察署は現在の深川警察署に当たります。



近代司法の担い手たち

に い だ ます た ろ う 仁井田 益太郎

1868-1945年

守山藩士(守山藩は現在の福島県郡山市にあった藩)の長男として生まれ、帝国大学(後の東京帝国大学)法科大学に進んで、明治26年(1893)に首席で卒業しました。司法官試補となりますが、法典調査会の民法起草委員であった富井政章の補助として活躍し、明治29年から判事として勤務しています。明治30年からドイツへ留学し、ボン大学などで学んで明治33年に帰国、すぐに京都帝国大学法科大学で民事訴訟法を担当する教授となり、さらに明治41年には東京帝国大学法科大学に移りました。

日本の民事訴訟法研究に残した仁井田の足跡は大きいものがありますが、一方で、当時の仁井田の講義についての、教え子たちの「語り」に目を向けると、とにかく「面白

くなかった」という内容が目立ちます。例えば、小林俊三(1888-1982、東京帝国大学法科大学で仁井田から学び、のちに最高裁判所判事)は「仁井田教授の講義は卒直に言えばドライでぶっきらぼうで何の面白味もなかった。だから同教授の講義だけを聴いただけでは、民訴とは何という面白くないものだと思うだろうと私共は話したものであった」と書いています。

大正10年(1921)に弁護士に転じ、大正15年には第二東京弁護士会を作って初代会長となりました。仁井田の弁護士事務所は東京駅前の丸の内ビルヂングに入っていて、日本で最初の女性弁護士の一人である三淵嘉子(1914-1984)が勤務していたこともあったようです。